

所 属	健康福祉部 子ども家庭課		
担当(係)名	家庭支援担当	内線	2638

**新** 民間シェルター（民間の運営する一時保護所）による  
DV被害者支援の強化

< 長期構想推進重点政策枠事業 >

1 事業費	【財源内訳】	【主な用途】
1,400	一般財源 1,400	負担金、補助及び交付金 1,400
(前年度 0)		

2 背景・現状

平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（いわゆるDV防止法）」が公布され、DV（ドメスティックバイオレンス）に対する認知度の高まりとともに、DV被害の相談件数は増加の一途をたどっている。

県が実施する一時保護（原則2週間）は、危険度や緊急性の高い被害者の保護・自立支援が中心となるが、危険度や緊急性は比較的低いものの精神的なケアが必要な方や、継続的な生活支援などが必要な方への支援について、被害者の個別の状況に応じた自立支援をきめ細やかに行うことのできる民間支援団体が果たす役割は大きい。

3 事業目的

民間支援団体が設置する民間シェルターの確保・運営などの活動を支援することにより、地域におけるDV被害者の保護、自立支援体制の充実と被害者の早期自立を促進する。

また、あわせてDV被害者支援に携わる人材の育成や団体の活動の活性化を図るとともに、柔軟で機動的な民間支援団体の持続的な活動を支援する。

4 事業概要

民間シェルターの確保・運営費及び民間支援団体による被害者の自立支援活動（相談、カウンセリング、情報提供、離婚調停等の各種手続き支援、生活支援、就業支援、住宅確保支援、育児支援など）に要する経費を補助する。

補助額 700千円 / 1団体あたり

（款）3 民生費 （項）5 女性保護費 （目）(1) 女性保護費  
（明細書事業名） 女性保護措置費  
民間シェルター確保等事業費補助金